

クラウドサービス、AI と弁護士業務

小沢・秋山法律事務所 弁護士 小野太郎 (76 期)

第 1 クラウドサービスと弁護士業務

1 訴訟資料の保存

(1) 問題提起

日常の弁護士業務において、PC を使用しない弁護士は今やごく少数である。

さらに、多くの弁護士は、内臓及び外付けの HDD のみで文書を保存・管理するのではなく、クラウド上で保存・管理を行っていると思われる。

しかし、その文書に個人情報が記載されている場合、その文書をクラウド上に保存することは第三者提供に該当するのではないだろうか。また、弁護士情報セキュリティ規則との関係で問題はないのだろうか。

(2) 個人情報保護法とクラウド例外

個人情報を第三者に提供する場合、本人の同意が必要である（個人情報保護法 27 条 1 項）。この第三者提供に該当するか否かは、保存している電子データに個人データが含まれているかどうかではなく、クラウドサービスを提供する事業者において個人データを取り扱うこととなっているのかどうか判断の基準となる。当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合には、当該個人情報取扱事業者は個人データを提供したことにはならないため、「本人の同意」を得る必要はないとされる¹。当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合とは、契約条項によって当該外部事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられる。

この点につき、「一般的なクラウド事業者の利用規約において、サーバ内のデータに一切アクセスしない旨の条項が明記されていることは通常ない。むしろ、法令を遵守し、政府機関からの命令に対応する場合や、サービスの維持・提供に必要な場合などにクラウド事業者がサーバ内のデータにアクセスすることを例外的に許容する条項が規定されていることが多い。もっとも、そのような条項があるからといって、一概に Q&A7-53 の要件を満たさないと解釈することは妥当ではなく、通常サービスの提供の過程でクラウド事業者がサーバ内の個人データを取り扱わないことが前提となっているのであれば、原則として個人データの提供には該当しないと整理してよいのではないか」という意見がある²。

¹ 個人情報保護委員会『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A』Q7-53

² 岡田淳＝北山昇＝小川智史「個人データの第三者提供と共同利用をめぐる論点(1)」

これによれば、基本的にクラウドに保存する行為自体は第三者提供には該当しないと整理できる。

(3) 第三者提供に該当しないなら何もしなくていいのか

第三者提供に該当しないと整理できたとしても、クラウドサービスを利用する事業者は、自ら果たすべき安全管理措置の一環として、適切な安全管理措置を講じる必要がある³。

2 弁護士セキュリティ規程との関係

(1) 個人情報保護法の安全管理措置の内容

上記の安全管理措置の内容は、弁護士セキュリティ規程の 4 条と同様と考えてよいと思われる⁴。そのため、全ての弁護士が実施しなければならないものである。

具体的な内容は多岐にわたるが、大きくは以下の表の通りとなる⁵。

安全管理措置の類型	措置の例
基本方針の策定	「基本法令・ガイドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定
個人データの取扱いに係る規律の整備	取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、個人データの取扱規程を策定
組織的安全管理措置	組織体制の整備、規律に従った運用、個人データの取扱い状況の確認手段の整備及び状況の把握、漏えい等事案への対応体制の整備
人的安全管理措置	個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修を実施
物理的安全管理措置	個人データを取り扱う区域の管理、機器等の盗難防止措置、電子媒体を持ち運ぶ場合の漏洩等の防止、個人データや機器等の廃棄に関する措置
技術的安全管理措置	アクセス制御、アクセス者との識別と認証、外部からの不正アクセス等及び漏えい等の防止
外的環境の把握	個人データを保管している国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施

(2) クラウドの管理

まず考えるべきことは、クラウドシステムを提供する事業者が信頼できるかである。これに関しての 1 つの指標は、「ISMAP」クラウドサービスリスト⁶に掲載されているかどうかであるとされる⁷。

また、クラウドサービスにアクセスするためのユーザ「ID」やパスワードは、第三者に漏れないように厳重に管理することが必要である。

NBL1208 号 48 頁以下(2021)

³ 前掲注(1)Q7-54

⁴ 柳楽久司「特集 弁護士情報セキュリティ規程」NIBEN Frontier 2023 年 7 月号 20 頁

⁵ 日本弁護士連合会『弁護士のための情報セキュリティ入門』48 頁

⁶ https://www.ismap.go.jp/csm?id=cloud_service_list

⁷ 前掲注(5)38 頁

第2 AIの学習と弁護士業務

1 問題提起

今後、生成 AI への個人データの「入力」の場面（学習用データとしての使用や、プロンプトとしての入力）では、個人データの入力が生成 AI サービス提供事業者への第三者提供に該当するかが問題となる。

2 個人情報保護委員会の考え方

この点につき、個人情報保護委員会の利用注意喚起では、「個人情報取扱事業者が、あらかじめ本人の同意を得ることなく生成 AI サービスに個人データを含むプロンプトを入力し、当該個人データが当該プロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われる場合、当該個人情報取扱事業者は個人情報保護法の規定に違反することとなる可能性がある。そのため、このようなプロンプトの入力を行う場合には、当該生成 AI サービスを提供する事業者が、当該個人データを機械学習に利用しないこと等を十分に確認すること。」と記載されている⁸。

つまり、入力情報を学習用データとして利用させないようにしない限り、現状では第三者提供に該当し得るということである⁹。

3 弁護士業務との関わり

現状では、安易に個人情報をプロンプトとして入力して、得た回答を使用するようなことはすべきではない。生成 AI を業務に使用する場合には、決して個人としての識別が可能になるような情報を入力してはならず、一般的な回答を得るにとどめるべきであろう。

どうしても使用したい場合は、依頼者の同意を得なければならない。その場合、分析処理を行うことまで利用目的に含めなければならないなど、追加的な問題が生じる¹⁰。

第3 まとめ

クラウドサービスを利用する場合、第三者提供に該当しないものの、安全管理措置を講じる必要がある。

また、現状生成 AI に学習させる行為は第三者提供に該当すると整理される。

以上

⁸ https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/230602_AI_utilize_alert/

⁹ 増田雅史＝輪千浩平『ゼロからわかる生成 AI 法律入門』（朝日新聞出版社、2023）47 頁

¹⁰ 前掲注(9)111 頁